

大川広域行政組合消防署長の資格の基準に係る教育訓練及びその期間を定める規則

〔平成26年 2月28日〕
規 則 第 1 号

(消防署長の資格の基準に係る教育訓練及びその期間)

第1条 大川広域行政組合消防長及び消防署長の資格を定める条例(平成26年大川広域行政組合条例第1号。以下「条例」という。)第2条第1号及び第2号に規定する管理者が定める教育訓練は、次の各号に掲げる課程による教育訓練とし、同項に規定する管理者が定める期間は、それぞれの課程の種別に応じ当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 幹部科 4月
- (2) 上級幹部科 2月
- (3) 警防科 4月
- (4) 救助科 4月
- (5) 救急科 4月
- (6) 予防科 4月
- (7) 危険物科 2月
- (8) 火災調査科 4月

(消防署長の資格の基準に係る消防団長の教育訓練)

第2条 条例第2条第3号に規定する管理者が定める教育訓練は、消防団長科の課程による教育訓練とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。